

沖縄県農林水産部発注の土木工事における週休2日試行工事の実施要領 【漁港漁場関係工事を除く】

1. 目的

建設業界は、若手技術者の確保・育成を中心とした、将来の担い手確保が重要な課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。

そのため、企業や労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の更なる週休2日促進に向け、建設現場における通期の週休2日の実現に向けた取り組みを実施する。

2. 対象工事

沖縄県農林水産部が発注する土木工事は、原則すべての工事を対象に、通期の週休2日工事（発注者指定方式）により発注することを原則とする。

ただし、発注時において、現場条件等から週休2日により難しい工事については、対象外とすることができる。

3. 発注方式

発注者指定方式

発注者が、通期の週休2日に取り組むことを指定する方式

4. 用語の定義

(1) 週休2日

月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

週休2日に取り組む場合、月単位の週休2日または通期の週休2日に係わらず、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は毎週土日の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。

(2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所に
おける事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 4週8休

月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下、「現場
閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。ただし、暦上
の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計
日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものと
みなす。

通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日／28日）の
水準の状態をいう。

なお、降雨等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとす
る。

5. 積算方法

(1) 補正係数

週休2日の確保に取り組む工事において、各種補正係数については、本庁各事業所管課
において定めた値を用いることとする。

(2) 補正方法

発注者指定方式

特記仕様書、入札説明書等において、受注者は工事着手前に発注者に対して週休2日
の取組について協議することを明記するとともに、通期の4週8休以上を達成した場合
の補正係数を各経費に乗じたうえで（市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2
日の取得に要する費用の計上にあたっては、本庁各事業所管課において定めた値を用い
ることとする。）予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、通期の4週8休に満たないものについては、通
期の週休2日の補正係数も除した変更を行うものとする。

6. 確認方法等

- ① 受注者は通期の4週8休以上の取得計画を記載した「取得計画表（参考様式1）」を
作成し、発注者の確認を得たうえで施工計画書に添付するものとする。
- ② 受注者は毎月の履行報告時に、「休日取得状況報告書（参考様式2）」を発注者へ提
出する。
- ③ 発注者は施工プロセスチェック時に、日報等により休日の確保を行った記録を確認す
る。
- ④ 週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善
に取り組むものとする。

7. 対象工事である旨等の明示

- ① 通期の週休2日に取り組む工事の対象とし、現場閉所の状況に応じて経費の補正を行う場合は、特記仕様書、入札説明書等に対象工事である旨を明記するものとする。
- ② 工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、現場閉所による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。
- ③ やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

8. 工事成績評定

- (1) 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を実施した場合

評価対象：通期の週休2日達成自体を評価するのではなく、完全週休2日（土日）や、他の模範となるような完全週休2日達成に向けた受注企業の取組（社員教育や情報共有方法等）を実施した場合に評価する。

評価方法：創意工夫に係る評価は、下記2項目（①、②）で最大2点とし、取組や実施状況の内容に応じて評価する。

①現場監督員

- 5. 創意工夫

- I. 創意工夫 - <input checked="" type="checkbox"/> その他（理由：完全週休2日（土日）を達成。）
--

②現場監督員

- 5. 創意工夫

- I. 創意工夫 - <input checked="" type="checkbox"/> その他（理由：完全週休2日達成のため、若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた企業での取組が図られている。）
--

- (2) 月単位の週休2日かつ現場一斉閉所日を達成した場合

評価方法：下記項目にて評価する。

①現場監督員

- 2. 施工状況

- II. 工程管理 - <input checked="" type="checkbox"/> その他（月単位の週休2日かつ現場一斉閉所日の達成。）

②主任監督員

- 2. 施工状況

- II. 工程管理

- <input checked="" type="checkbox"/> その他（月単位の週休2日かつ現場一斉閉所日の達成。）
--

(3) 月単位の週休2日を達成した場合

評価方法：下記項目にて評価する。

①現場監督員

- 2. 施工状況
- II. 工程管理
- 休日の確保を行っている。
(月単位の週休2日を達成した。)

②主任監督員

- 2. 施工状況
- II. 工程管理
- 工程管理に係る積極的な取組が見られた。
(月単位の週休2日を達成し、かつ工期内に工事を完成させた。)

(4) 発注者指定方式の場合で、通期の週休2日を達成できなかった場合

評価対象：提出された工程表が通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じて点数を減ずる措置を行うものとする。

評価方法：主任監督員の評価の法令遵守等で下記のとおり減点を行う。

①主任監督員

- 7. 法令遵守等
- 8. その他「措置点数：-1」
【記載例】受注者において意図的に通期の週休2日を実施しなかった。

9. 週休2日実施証明書

週休2日試行工事として、監督員の確認を得られた工事については、週休2日実施証明書(様式1)を発行する。また、総合評価落札方式において、週休2日試行工事の実績を評価の対象とするものとする。

10. 入札公告記載例

1 工事概要 - (13)その他 - 週休2日試行工事

本工事は、通期の週休2日に取り組むことを推進するための対象工事である。詳細は、特記仕様書参照のこと。

11. 特記仕様書記載例

第〇条 発注者指定方式

本工事は、通期の週休2日に取り組む工事の対象である。

通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は毎週土日の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。

工事着手前に、通期の4週8休以上の取得計画を記載した「取得計画表」を作成し、発注者の確認を得たうえで施工計画書に添付するものとする。

毎月の履行報告時に、「休日取得状況報告書」を発注者へ提出する。

週休2日の取組状況により、工事成績評定における創意工夫及び工程管理の項目で評価する。実施できなかった場合には減点を行う。

「週休2日補正係数」については、通期の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成している。なお、現場閉所の達成状況を確認後、通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日の補正係数も除した変更を行うものとする。

なお、市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上にあたっては、【本庁各事業所管課において定めた値を記載】を用いることとする。

通期の週休2日補正係数（労務単価、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率）

【本庁各事業所管課において定めた値を記載】

工事現場の公衆の見やすい場所に週休2日の取得状況を掲示するものとする。

週休2日実施の有無に限らず、監督職員が実施するアンケートに協力すること。

12. 留意事項

週休2日の取り組みにあたっては、工期設定が重要なことから、本庁各事業所管課において定めた工期の設定方法等に基づくこととする。

附則

1. 本要領は令和6年10月1日以降に予算執行伺いを決裁する工事から適用する。
2. 『「沖縄県農林水産部発注の土木工事における週休2日試行工事の実施要領」の制定について（通知）」』（令和4年9月28日付け農総第1155号）は廃止する。